

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年6月17日（月）午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 取手市税条例の一部を改正する条例について
議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第43号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第45号 市道路線の認定について
議案第46号 市道路線の変更について
議案第47号 市道路線の廃止について
-
- 日程第3 議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）
-
- 日程第4 議案第55号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第4号）
-
- 日程第5 請願第1号 取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願
請願第2号 取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願
-
- 日程第6 意見書案第2号 介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第3号 地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書について

令和6年6月11日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第39号	取手市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第54号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）	原案可決

令和6年6月12日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真 澄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第40号	取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第41号	取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第42号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第44号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第54号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）	原案可決

令和6年6月13日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東一弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第45号	市道路線の認定について	原案可決
議案第46号	市道路線の変更について	原案可決
議案第47号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第54号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）	原案可決

令和6年6月13日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

請願審査報告書

本委員会は、令和6年6月4日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第1号	取手駅西口再開発事業に係る「図書館等複合公共施設整備計画」基本構想に関する請願	不採択	
請願第2号	取手駅西口A街区再開発事業の再検討を求める請願	不採択	

意見書案第3号

地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年6月17日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

” ” 遠 山 智恵子

地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書（案）

大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにする地方自治法改正案が、政府によって今国会に提出されました。政府が閣議決定の経路を経れば、個別法の規定がなくとも、自治体に対し法的義務を持つ指示を行うことができることを規定する内容です。本改正案は去る5月30日、政府が指示権を行使した場合には国会への事後報告を義務付ける修正が加わった上で、衆議院本会議で可決されました。

日本国憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかし、今回の改正案は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という2つの意味における地方自治の確立とは相いれないものです。

また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反するものです。

以上の理由から、国会及び政府に対し、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治の自主性・自立性が守られるよう、下記の事項を強く求めます。

記

- 1 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限する地方自治法改正とならないよう、慎重かつ十分な審議を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣